



豊川市・小坂井町 合併協議会だより

平成21年7月15日発行

Vol. 1



会長あいさつ

豊川市・小坂井町合併協議会会長

山脇 実

「豊川市・小坂井町合併協議会」の設立に当たりましては、豊川市、小坂井町それぞれの議会で議決をいたしましたことにより、このたびスタートすることになりました。ここまで過程において、関係する多くの皆様方のご尽力を賜りましたことを厚くお礼いたします。

市町村合併は、地方分権の進展、あるいは人口減少時代にある中で、より安定した行財政基盤を確保し、多様化、高度化する行政需要に的確に対応し、持続可能な基礎自治体を構築するために有効な手段であると言われており、いわゆる「平成の大合併」と例えられた平成11年から今日にかけて、市町村数は3,200余りから1,775まで減少してきています。

豊川市と旧宝飯郡におきましても、歴史的に深いつながりがある地域であることから、平成13年に住民発議による合併協議会がスタートいたしましたが、諸々の議論の末、この枠組みでの合併には至りませんでした。

しかしながら、その後合併を望む機運が再燃し、豊川市は平成18年2月に旧一宮町と、さらに平成20年1月には旧音羽町及び旧御津町を編入合併いたしました。そして、平成20年7月には宝飯郡で唯一残った小坂井町から「住民・議会・行政が一体となって豊川市への合併を熱望する合意形成がされた」として、豊川市並びに豊川市議会に対して、正式に合併協議の申し入れがあつたことから、事

務方による、豊川市・小坂井町合併研究会を設置したうえで、両市町の合併に関する課題や、合併するとした場合の調整方針の策定などをを行い、平成21年4月にその報告書を公表いたしました。

また、豊川市議会においても、研究会の報告書をふまえた上で、小坂井町からの申し入れを受けることとなり、本日のこの日を迎えることとなりました。

豊川市と小坂井町はかねてから連携・協力をしてきた歴史があり、近年では自動車交通や情報通信の発達により、相互の結びつきがますます強くなっていますことからも、両市町が合併協議を行うことは、地域全体がさらによい方向に向かうために大変意義があり、輝かしい未来を構築する第一歩になると考えます。そのためにも、この地域の住民の皆さんのが幸せを願い、互いの立場を尊重し合いながら、実のある合併協議を進めていく必要があると考えております。

お互いの信頼関係を基にして、地域の個性や特色を生かし、いつまでも住み続けたいと思えるような「希望と魅有力があふれたまちづくり」の実現に向かつて全力を尽くす所存であります。最後になりましたが、地域住民の皆様が安心して暮らせるよう、皆様の方の格段のお力添えをお願い申し上げ、ごあいさつといたします。



合併協議会第1回会議の結果

■ 日 時	平成21年6月26日（金）午後1時30分から
■ 会 場	豊川市役所 本庁舎3階 協議会室
■ 出席者	会長、委員及び参与 13名出席

■ 来 賓	県議会議員、県総務部長
-------	-------------

正副会長あいさつ、委員紹介、来賓あいさつに引き続いて、以下のことが話し合われました。

⑨合併協議会委員等の費用弁償等に関する規程について

以上の9項目についての報告がありました。

- ①合併協議会設置までの経緯
- ②合併協議会設置に関する協議書について
- ③合併協議会規約に関する協議書について
- ④合併協議会幹事会設置要綱について
- ⑤合併協議会専門部会設置要綱について
- ⑥合併協議会事務局規程について
- ⑦合併協議会財務規程について
- ⑧合併協議会事業計画（案）について

報告事項

協議事項

協議会で審議する事項

①合併協議会運営規程（案）について

協議会の会議の運営方法等について、規程を設けて明確にしました。

②合併協議会会議傍聴規程（案）について

協議会の会議の傍聴について、手続、注意事項等について定めました。

⑤「合併の方式」について

合併に際し必要な23の協定項目が審議されることになりました。

⑪「農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い」について

小坂井町の農業委員会は、豊川市の農業委員会に統合するものとします。

小坂井町の農業委員会の選挙による委員は、これらの者であらかじめ互選した者（3名）について、市町村の合併の特例等に関する法律第11条第1項第2号の規定を適

- ・調査研究事業 新市基本計画の策定および合併協定項目の確認
- ・広報活動 広報紙の発行、ホームページの開設、住民説明会の開催
- ムページの開設、住民説明会の開催
- 以上の事業が計画されました。
- ④平成21年度合併協議会会計予算（案）について
- 平成21年度の協議会予算は、歳入歳出それぞれ8,232千円です。
- 現在の小坂井町役場については、当面の間、窓口機能に対応するための支所として存続するものとする。
- ⑨「新市の事務所の位置」について
- 新市の事務所の位置は、豊川市諏訪一丁目1番地とする。
- ⑩「議会議員の定数及び任期の取扱い」について
- 合併時に小坂井町の議会議員は身分を失い、合併後、市町村の合併の特例等に関する法律第8条第2項及び同条第3項の規定に基づき、豊川市議会の議員の残任期間に相当する期間に限り、新市の議会議員の定数を40人とし、小坂井町の区域を選挙区とする増員選挙（定数5）を実施するものとする。
- ⑪「農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い」について
- 合併の期日は、平成22年2月1日とする。
- ⑦「合併の期日」について
- 合併の期日は、平成22年2月1日とする。
- ⑧「新市の名称」について
- 新市の名称は、豊川市とする。
- ⑨「新市の事務所の位置」について
- 新市の事務所の位置は、豊川市諏訪一丁目1番地とする。
- ⑩「議会議員の定数及び任期の取扱い」について
- 合併時に小坂井町の議会議員は身分を失い、合併後、市町村の合併の特例等に関する法律第8条第2項及び同条第3項の規定に基づき、豊川市議会の議員の残任期間に相当する期間に限り、新市の議会議員の定数を40人とし、小坂井町の区域を選挙区とする増員選挙（定数5）を実施するものとする。
- ⑪「農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い」について
- 小坂井町の農業委員会は、豊川市の農業委員会に統合するものとします。
- 小坂井町の農業委員会の選挙による委員は、これらの者であらかじめ互選した者（3名）について、市町村の合併の特例等に関する法律第11条第1項第2号の規定を適

- ・協議会の開催 4回
- ①合併協議会設置までの経緯
- ②合併協議会設置に関する協議書について
- ③合併協議会規約に関する協議書について
- ④合併協議会幹事会設置要綱について
- ⑤合併協議会専門部会設置要綱について
- ⑥合併協議会事務局規程について
- ⑦合併協議会財務規程について
- ⑧合併協議会事業計画（案）について

合併協議会だより

用し、豊川市の農業委員会の委員の任期間に限り、引き続き豊川市の農業委員会の委員として在任するものとする。

⑫ 「一般職の職員の身分の取扱いについて」

小坂井町の一般職の職員は、すべて豊川市の職員として引き継ぐものとする。

小坂井町の一般職の職員の任免は、豊川市の職員との均衡を考慮して公正に取り扱うものとする。職員数については、新市において現行の定員適正化計画を見直すものとし、定員管理の更なる適正化に努めるものとする。

一般職の職員は係る職名 職階
は、豊川市の制度を基本として調
整の上、合併時に統一する。

両市町で差異のある、普通徴収に係る個人市民税、固定資産税、都市計画税及び軽自動車税の納期は、合併翌年度から豊川市の例により統一する。

⑯ 財産及び債務の取扱いについて

小坂井町が所有する財産及び債

務については、全て豊川市に引き継ぐものとする。

(15) 「特別職の職員の身分の取扱い」

小坂井町の常勤の特別職（教育長を含む。）及び非常勤の特別職（農業委員を除く。）の職員は、合併の前日をもつて失職するものとする。

行政委員会 (農業委員会を除く。)

及び審議会等の附屬機關並ては、嘱託員等の非常勤の特別職について、現に両市町で設置されていて、新市において引き続き設置する必要があるものは統合し、独自に設置されているものについては、合併時までに調整する。

な行政委員会及び附属機関等の委員構成については、特に住民生活に深く関わりのある委員会等については、合併後の改選時等

(6) において、市域全体に配慮するものとする。

新市基本計画の骨子（章立て）について可決されました。

⑯ 「新市基本計画」について

以上16項目が協議され、すべて原案どおり可決されました。

年月日	内 容
平成18年 5月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・小坂井町内の住民グループが「豊川市と合併を求める請願書」を町議会に提出。
10月31日	<ul style="list-style-type: none"> ・小坂井町議会臨時議会で特別委員会の結果を受けて「豊川市と合併を求める請願書」が住民説明会の開催や住民意識調査を行うなどの付帯項目の決議と併せて採択される。
11月16日 (~12月6日)	<ul style="list-style-type: none"> ・小坂井町内15地区で住民説明会を開催。
12月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・愛知県が「愛知県市町村合併推進構想」を策定。
平成19年 2月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・「小坂井町が豊川市に合併協議の申し入れをすることの賛否に関する住民意識調査」を実施。
3月2日	<ul style="list-style-type: none"> ・小坂井町議会定例会において「豊川市と合併協議を求める決議」を全会一致で可決。
平成20年 1月15日	<ul style="list-style-type: none"> ・豊川市と音羽町・御津町が合併（編入合併）
7月23日	<ul style="list-style-type: none"> ・小坂井町長及び小坂井町議會議長が豊川市長及び豊川市議會議長に対し、合併協議の申し入れ。
7月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・豊川市・小坂井町合併研究会を設置。
平成21年 4月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・豊川市・小坂井町合併研究会が報告書を公表。
5月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・豊川市議会が議会協議会を開催し、小坂井町からの合併協議の申入れに対する対応を協議。合併に係る事前協議事項案を了承のうえ、同町の申入れを受諾する旨を決定。
7月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・小坂井町議会が議員全員協議会を開催し、合併に係る事前協議事項案について了承。
5月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・豊川市長及び豊川市議會議長が小坂井町長及び小坂井町議會議長に対し、合併協議の申入れを受諾する旨を伝達。
5月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・両市町の長及び正副議長、豊川市副市長、小坂井町政策調整監により、合併に係る事前協議事項を確認の上、両市町の長及び議長の連名により、事前協議事項確認書を締結。
6月15日	<ul style="list-style-type: none"> ・両市町の議会において、豊川市・小坂井町合併協議会設置議案を可決。 ・愛知県が「愛知県市町村合併推進構想」に「合併に係る構想対象市町村の組合せ」として、豊川市及び小坂井町の枠組みを位置付けた。 ・豊川市・小坂井町合併協議会の設置。
6月16日	

豊川市・小坂井町の合併に関する「住民説明会」を開催します。

合併協議会では、豊川市、小坂井町が合併した場合に必要となる事業や施設についてまとめた『新市基本計画』の策定と、両市町の間で異なる様々な行政サービスについて擦り合わせる『合併協定項目』の調整を進めてまいりますが、8月3日(月)に行われる第3回合併協議会で、すべての協議が整う予定になっています。

それにより、両市町が合併した場合の姿について説明するすべての資料が出揃うことになりますので、これらの協議結果について住民のみなさんに知つていただくために、住民説明会を開催することいたします。

開催日時及び会場については、以下のとおりです。豊川市・小坂井町でそれぞれ1回ずつ、計2回開催します。お住まいの市町以外の開催地でも参加できますので、ご都合のつく会場にお越しください。

1回目

平成21年8月2日(日) 午後1時~

会場：小坂井町中央公民館

2回目

平成21年8月2日(日) 午後7時~

会場：豊川市勤労福祉会館

※ 説明会では手話通訳と託児を行います。

託児は事前予約制です。7月23日(木)までに合併協議会事務局へ電話でお申し込みください。

合併協議会 開催スケジュール

第2回会議

平成21年7月7日(火)

午後1時30分から

豊川市役所本庁舎3階 協議会室

※第2回会議については開催済

第3回会議

平成21年8月3日(月)

午後3時30分から

豊川市役所本庁舎3階 協議会室

第4回会議

平成21年12月24日(木)

午後1時30分から

豊川市役所本庁舎3階 協議会室

※日時・会場については、
変更することが
あります。



ホームページ開設のお知らせ

豊川市・小坂井町合併協議会のホームページを開設しました。

豊川市・小坂井町合併協議会では、皆さんに協議会での協議状況などをお知らせするため、ホームページを開設しました。ぜひご覧ください。

なお、当協議会ホームページは、豊川市、小坂井町のホームページにリンクしていますので、各市町のホームページからも見ることができます。

ホームページアドレス

<http://www.tk-gappeikyo.jp>



皆さんのご意見・ご質問を
お待ちしております。

■豊川市・小坂井町合併協議会事務局

〒442-8601

豊川市諏訪1丁目1番地

豊川市役所企画課内(本庁舎2階)

☎ 0533-89-2238

FAX 0533-89-2125

E-mail info@tk-gappeikyo.jp

合併協議会事務局は、豊川市3人、小坂井町2人の派遣職員5人で構成されています。6月16日に設置されてから2か月間という短い間に3回の協議会会議が行われることになっており、大変忙しいですが、協議が円滑に行われるように心がけていきたいと思います。合併協議会では、今後もこの「合併協議会だより」や、ホームページ等を通じて、合併協議の状況をみなさんわかりやすく、タイムリーな情報提供に努めていきたいと思います。ご意見・ご質問がございましたら、お気軽にお寄せください。

編集後記